

愛知県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱

1. 趣旨・目的

この要綱は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、県が行う放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

認定資格研修は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とするものである。

2. 実施主体

認定資格研修の実施主体は愛知県とし、事業の一部を委託して行う。

3. 実施内容

（1）研修対象者

基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

（2）定員

認定資格研修の定員は1回あたり100名程度とする。ただし、感染症拡大防止等のため必要があると認められるときは、この限りでない。

（3）研修項目・科目及び研修時間数等

研修項目、科目及び研修時間数等は別紙のとおりとする。

（4）研修の教材

「放課後児童クラブ運営指針解説書」を使用することとする。

（5）科目の一部免除

研修対象者が、既に資格等を取得しており、受講申込書等により確認を行った場合には、以下のとおり、研修科目の一部を免除する。

ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「2-④子どもの発達理解」、「2-⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」、「2-⑥障害のある子どもの理解」、「2-⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」

イ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者

別紙の「2-⑥障害のある子どもの理解」、「2-⑦特に配慮を必要とする子

どもの理解」

ウ 基準第10条第3項第4号に規定する教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

別紙の「2-④子どもの発達理解」、「2-⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

（6）既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなす。この場合において、愛知県知事（以下、「知事」という。）は、放課後児童支援員認定資格研修修了証明申請書（様式第1号-①）による受講者の申請により「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（様式第1号）を交付する。

なお、一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31日までとする。

（7）修了の認定・修了証の交付

知事は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」（様式第2号-①）及び「放課後児童支援員認定資格研修修了証（携帯用）」（様式第2号-②）を交付する。

4. 実施手続

（1）受講の申込み及び受講資格等の確認

受講希望者は、受講の申込みをするに当たっては、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由して、別に定める様式による受講申込書及び基準第10条第3項各号のいずれかに該当することを証する書類（以下「受講申込書等」という。）を委託業者に提出するものとする。

市町村は、受講申込書等を委託業者に提出するに当たっては、受講申込書等により、受講希望者が基準第10条第3項各号のいずれかに該当するかについて、確実にその確認を行うこととする。

5. 認定等事務

（1）認定者名簿の作成

知事は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号を記載した「愛知県放課後児童支援員認定者資格名簿」を作成する。

(2) 修了証の再交付等

知事は、認定を受けた者から、「放課後児童支援員認定資格研修修了証 書換交付・再交付申請書」(様式第3号)により、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更を生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際は、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(3) 認定の取消

知事は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

- ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合
- ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合
- ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

6. 研修参加費用

研修参加費用のうち、テキスト等資料に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び研修中の宿泊費については、受講者が負担するものとする。

7. その他

この要綱に定めるもののほか、認定資格研修の開催に必要な事項については、委託業者と県が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月13日から施行する。

(様式第 1 号：用紙規格は日本産業規格 A 4 縦型)

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

氏 名
年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）第 1 0 条第 3 項に規定する研修において、次の研修科目を修了したことを証明する。

○研修科目名：

年 月 日

愛知県知事

(注) この修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の 3 月 3 1 日までです。

(様式第 1 号－①：用紙規格は日本産業規格 A 4 縦型)

放課後児童支援員認定資格研修修了証明申請書

申請者住所：

氏 名：

電話番号：

メールアドレス：

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修の一部を受講したことを証明願います。

愛知県認定資格研修科目

- ☐ ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ☐ ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ☐ ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- ☐ ④ 子どもの発達理解
- ☐ ⑤ 児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達
- ☐ ⑥ 障害のある子どもの理解
- ☐ ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- ☐ ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ☐ ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ☐ ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- ☐ ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ☐ ⑫ 学校・地域との連携
- ☐ ⑬ 子どもの生活面における対応
- ☐ ⑭ 安全対策・緊急時対応
- ☐ ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ☐ ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

※証明を申請する科目の□に✓を記入する。

(様式第 2 号－①：用紙規格は日本産業規格 A 4 縦型)

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証

氏 名
年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）第 1 0 条第 3 項に規定する研修を修了したことを証明する。

年 月 日

愛知県知事

(様式第 2 号－②)

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証
(携帯用)

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号)第 1 0 条第 3 項に規定する研修を修了したことを証明する。

年 月 日

愛知県知事

放課後児童支援員認定資格研修修了証
書換交付・再交付申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者住所：〒 ー
氏 名：
電話番号：
生年月日：

放課後児童支援員認定資格研修の修了証の（書換交付・再交付）について、
下記のとおり申請します。

1 申請内容

（1）書換交付または再交付を必要とする理由

（2）【書換交付の場合】変更した事項の内容（変更があった場合のみ記載）

項目	変更前	変更後
ふりがな		
氏名		
郵便番号		
住所（住民票所在地）		
電話番号		

※住所、電話番号は修了証の記載事項ではないため、変更に伴う修了証の再交付は
行いません。

（3）【再交付の場合】再交付を希望する修了証の種類

該当するものに○をしてください。

携帯用	A4版	両方
-----	-----	----

2 修了証の発行番号

愛知県 _____ 第 _____ 号

3 添付書類

・交付済の修了証（書換交付の場合のみ）

備考：

- ・この申請書は、勤務先の市町村（予定含む）又は勤務していない場合は在住の市町村へ提出してください。
- ・本申請書に記載いただいた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互の利用・提供のために使用します。

放課後児童支援員に係る愛知県認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解【4. 5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識【6. 0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4. 5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安心・安全への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の順守

合計 24時間（16科目）

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1－① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的について理解している。 ○放課後児童健全育成事業の役割について理解している。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解している。
ポイント	○主に、児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第1項、放課後児童クラブ運営指針第1章の2及び放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容について理解を促す。
主な内容	○放課後児童健全育成事業の目的及び役割 ・ 児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的 ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針における放課後児童健全育成事業の役割 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容 ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及び運営に関する基準条例の役割 ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 ○放課後児童クラブ運営指針の内容 ・ 放課後児童クラブ運営指針の役割 ・ 放課後児童クラブ運営指針の構成と主な内容 ○放課後児童支援員認定資格研修事業の内容 ・ 放課後児童支援員認定資格制度の目的 ・ 放課後児童支援員認定資格研修事業の主な内容
講師要件	ア 放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	○各都道府県・市域の放課後児童健全育成事業の状況を理解することも重要なため、講師は放課後児童健全育成事業の事務を担当する行政担当職員と連携し、教授内容を検討すること。

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1－② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○放課後児童健全育成事業の一般原則について理解している。 ○放課後児童クラブにおける権利擁護及び法令遵守の基本について理解している。 ○子どもの権利についての基礎を学んでいる。
ポイント	○主に、児童福祉法第33条の10、第33条の11及び第33条の12、こども基本法第3条、児童の権利に関する条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条、第12条、第14条、第16条、第17条及び第19条、放課後児童クラブ運営指針第1章の3（4）のに基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利擁護、法令遵守の基本と子どもの権利について理解を促す。
主な内容	○放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法令遵守の内容 ○放課後児童クラブの社会的責任 ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラブの社会的責任の内容 ・ 子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ ○放課後児童クラブにおける子どもへの虐待等の禁止と予防 ・ 子どもへの虐待等の禁止と予防の理解 ・ 子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容 ○子どもの権利に関する基礎知識 ・ 子どもの権利の基礎的理解 ・ 放課後児童支援員が必要とする子どもの権利に関する法令等
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1－③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○子ども家庭福祉の理念と施策の概要を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策の内容を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策を理解している。
ポイント	○主に、児童福祉法、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律及び放課後児童対策に関する通知等の内容に基づいて学び、子ども家庭福祉施策の概要を理解し、放課後児童健全育成事業との関連について理解を促す。
主な内容	○子ども家庭福祉の理念と施策と子ども・子育て支援新制度の概要 ・ 子ども家庭福祉の理念 ・ 子ども家庭福祉施策の体系と内容 ・ 子ども・子育て支援新制度の内容 ○障害児福祉施策の概要 ・ 今日の障害児福祉施策の内容 ・ 放課後児童クラブと障害児福祉施策との関連 ○児童虐待防止等の施策の概要 ・ 児童虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容 ・ 社会的養護に関する施策の概要 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策 ・ 放課後児童クラブと放課後関係施策との関連 ・ 放課後児童クラブと直接関わる放課後関係施策（児童館、放課後子供教室、放課後等デイサービス等）の内容
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2－④ 子どもの発達理解
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○子どもの発達を理解するための基礎を学んでいる。 ○育成支援における子どもの発達の特徴や発達過程を理解している。 ○子どもの発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	○主に、育成支援に必要な子どもの発達理解に関する基礎的な事項について学び、子どもの発達理解について継続的な学習が必要であることの理解を促す。
主な内容	○子どもの発達理解の基礎 ・ 発達概念 ・ 発達の時期区分と特徴 ○子どもの遊びや生活と発達 ・ 子どもの社会性の発達の理解 ・ 子どもの発達における遊びの大切さ ○子どもの発達理解と育成支援 ・ 発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことの大切さ ・ 子どもの発達過程における放課後児童支援員の存在の意味 ○継続的な学習の必要性 ・ 子どもの理解を深めるために、子どもの発達について継続的に学習することの必要性
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2－⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
時間数	1.5時間（90分）
ねらい	○児童期の一般的な特徴を学んでいる。 ○児童期の発達過程と発達領域の基礎を学んでいる。 ○児童期の発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	○主に、放課後児童クラブ運営指針第2章の1、2及び3の内容に基づいて児童期の発達理解に関する基礎的な事項を学び、理解を深めるために継続的に学習することの大切さを理解する必要があることへの気づきを促す。
主な内容	○子どもの発達と児童期 ・子どもの発達から見た児童期の位置（幼児期、思春期・青年期との関わり等） ・児童期の発達の特徴 ○児童期の発達過程と発達領域 ・おおむね6歳～8歳頃の発達の特徴 ・おおむね9歳～10歳頃の発達の特徴 ・おおむね11歳～12歳頃の発達の特徴 ○継続的な学習の必要性 ・児童期の発達理解を深めるために継続的に学習することの必要性 ・事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2－⑥ 障害のある子どもの理解
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○障害のある子どもを理解するための基礎を学んでいる。 ○障害のある子どもの保護者と連携するために必要なことを学んでいる。 ○障害のある子どもと保護者を理解するための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	○主に、児童福祉法第4条及び第6条の2の2、障害者基本法（障害者の権利に関する条約などを含む）、発達障害者支援法（発達障害に関する最近の研究動向などを含む）等の内容に基づいて学び、障害のある子どもや保護者の理解及び障害のある子どもの福祉に関する基礎と学習課題について理解を促す。
主な内容	○子どもの障害についての基礎知識 ・ 障害の概念 ・ 障害のある子どもの発達の特徴 ○発達障害についての基礎知識 ・ 発達障害の定義と障害特性 ・ 発達障害理解の基礎 ○障害のある子どもの保護者を理解するための基礎知識 ・ 障害のある子どもの保護者の気持ちを受け止めることの大切さ ・ 障害のある子どもの保護者との連携に当たって配慮すること ○障害のある子どもと保護者を理解するための学習 ・ 障害のある子どもに関する専門機関等との連携の必要性 ・ 障害のある子どもと保護者の理解を深めるために継続的に学習することの必要性及び事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 イ 養護教諭
備考	

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2－⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○児童虐待の現状と対応についての基礎を学んでいる。 ○特に配慮を必要とする子どものいる家庭の状況について理解している。 ○特に配慮を必要とする子どもについて、関連する事業と連携、協力して支援する必要があることについて理解している。
ポイント	○主に、児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、こども大綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針などの内容に基づいて学び、児童虐待及び特に配慮を必要とする子どもの現状と対応、支援のあり方について理解を促す。
主な内容	○児童虐待の内容と対応 ・ 児童虐待の現状と内容 ・ 児童虐待の早期発見と早期対応の必要性 ○特に配慮を必要とする子どもの理解 ・ 子どもの養育に困難を抱えている家庭の現状と課題 ・ ひとり親家庭への子育てと生活支援の施策 ○特に配慮を必要とする子どもの支援についての理解 ・ 特に配慮を必要とする子どもの家庭からの相談への配慮のあり方の理解 ・ 特に配慮を必要とする子どもに関する学校との連携についての理解 ○要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブ ・ 要保護児童対策地域協議会の目的及び役割 ・ 要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの関わり
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司 ウ 乳児院又は児童養護施設の長 エ 子ども家庭ソーシャルワーカー認定資格を有している者
備考	

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3－⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○放課後児童クラブにおける育成支援の内容を理解している。 ○子どもの視点からみた育成支援のあり方について理解している。 ○育成支援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解している。
ポイント	○主に、放課後児童クラブ運営指針第1章の3（1）、（2）、第2章及び第3章の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。
主な内容	○放課後児童クラブにおける育成支援の基本 ・ 放課後児童クラブ運営指針における育成支援の基本的な考え方 ・ 子どもの発達過程を踏まえた育成支援の配慮事項 ○育成支援の内容 ・ 放課後児童クラブ運営指針における育成支援の主な内容 ・ 育成支援における特に配慮を必要とする子どもへの対応 ○育成支援における記録及び職場内での事例検討 ・ 育成支援における記録の必要性 ・ 職場内での情報共有と事例検討の必要性
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等
備考	

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3－⑨ 子どもの遊びの理解と支援
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○子どもの生活における遊びの大切さについて理解している。 ○子どもが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの大切さを理解している。 ○子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している。
ポイント	○主に、放課後児童クラブ運営指針第2章4、5及び第3章1の内容に基づいて学び、子どもの生活における遊びの大切さ及び子どもの遊びへの対応のあり方について理解を促す。また、講義に際して、「2－④」及び「2－⑤」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	○子どもの遊びと発達 ・ 子どもの生活における遊びの大切さ ・ 児童期の遊びの特徴と発達との関わり ○子どもの遊びと仲間関係 ・ 子どもが自発的に遊びをつくり出すことの理解 ・ 遊びの中で子ども同士の仲間関係を育てることの必要性 ○子どもの遊びと環境 ・ 遊びには子どもが安心できる環境が必要であることの理解 ・ 自分で遊びを選択し創造することができるように環境を整えることの大切さ ○子どもの遊びと放課後児童支援員の関わり ・ 子どもの発達や状況に応じた柔軟な関わりの必要性 ・ 遊びの中で子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことの必要性
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	○遊びの技術を教授する実技科目ではないことに留意すること。

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3－⑩ 障害のある子どもの育成支援
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○障害のある子ども（医療的ケアを必要とする子どもを含む。以下同じ。）の育成支援のあり方について理解している。 ○障害のある子どもの保護者との連携のあり方について理解している。 ○専門機関等との連携のあり方について理解している。
ポイント	○主に、放課後児童クラブ運営指針第3章2、4（2）及び（3）などの内容に基づいて学び、子ども同士が生活を通して共に成長できるように、障害のある子どもの育成支援のあり方や保護者との連携のあり方などについて理解を促す。また、講義に際して、「2－⑥」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	○障害のある子どもの育成支援と合理的配慮 ・ 障害のある子どもの受入れの考え方 ・ 障害のある子どもの育成支援に際して留意すること ○障害のある子どもの保護者との連携 ・ 家庭の状況の把握と、保護者の子どもへの気持ちを理解することの大切さ ・ 子どもの様子を丁寧に伝え、保護者と一緒に放課後児童クラブでの子どもの生活の見通しをつくることの必要性 ○障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解 ・ 障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮の必要性 ・ 障害のある子どもの理解と育成支援のあり方を職員間で共有することの大切さ ○専門機関等との連携 ・ 放課後等デイサービス、児童発達支援センター等の専門機関等と連携して育成支援の見通しを持つことの大切さ ・ 専門機関等と連携する際の配慮事項
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4－⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○保護者との連携のあり方について理解している。 ○保護者組織との連携のあり方について理解している。 ○保護者からの相談への対応のあり方を学んでいる。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第19 条、放課後児童クラブ運営指針第1 章3（2）、第3 章1（5）⑨及び4 の内容に基づいて学び、保護者や保護者組織との連携のあり方や保護者からの相談への対応に当たって配慮することなどの理解を促す。
主な内容	○保護者との連携 ・ 保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの必要性 ・ 保護者への連絡の際に配慮すること ○保護者組織との連携 ・ 父母の会等の保護者組織との協力関係をつくることの必要性 ・ 保護者同士が交流し協力して子育てが進められるように支援することの必要性 ○保護者からの相談への対応 ・ 保護者との信頼関係に基づいて、保護者からの相談に応じられるような関係を築くことの必要性 ・ 保護者からの相談への対応に当たって配慮すること
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4－⑫ 学校・地域との連携
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○学校との連携の必要性とそのあり方について理解している。 ○保育所、認定こども園、幼稚園等との連携の必要性とそのあり方について理解している。 ○地域との連携の必要性とそのあり方について理解している。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第3項及び第20条、放課後児童クラブ運営指針第5章の内容に基づいて学び、学校や保育所、認定こども園、幼稚園及び地域住民や関係機関等地域との連携のあり方や連携に当たって考慮すべきことなどの理解を促す。
主な内容	1. 学校等との連携 ○子どもの生活の連続性を配慮した学校との連携の必要性 ○学校との情報交換や情報共有を日常的、定期的に行う際に考慮すること ○放課後子供教室等との連携 2. 保育所、認定こども園、幼稚園等との連携 ○子どもの発達の連続性を配慮した保育所、認定こども園、幼稚園等との連携の必要性 ○子どもの状況について保育所、認定こども園、幼稚園等と情報交換や情報共有を行う際に考慮すること 3. 地域住民や関係機関等との連携 ○子どもの成長、発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連携の必要性 ○子どもに関わる地域住民や福祉、保健及び医療等関係機関等との連携 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ ○学校施設を活用して実施する放課後児童クラブの運営 ○児童館を活用して実施する放課後児童クラブの運営
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	○放課後子供教室等地域学校協働活動については、教育委員会担当者と連携して教授内容を検討すること。

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5－⑬ 子どもの生活面における対応
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を理解している。 ○子どもの健康維持のための衛生管理について理解している。 ○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学んでいる。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第13 条、放課後児童クラブ運営指針第3 章1（5）⑦、第6 章1（2）及び2（1）の内容に基づいて学び、子どもの健康管理、情緒の安定及び確保のあり方と食物アレルギー等への対応について理解を促す。なお、その際、「子どもの施設における衛生管理と衛生指導の知識」及び「食物アレルギーと救急対応の知識」については、その分野における関連資料を活用して行うことが望ましい。
主な内容	○子どもの健康管理及び情緒の安定 ・ 出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の観察の必要性 ・ 子どもの状態の把握と安定した情緒で過ごせるようにするための配慮 ○子どもの健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携 ・ 保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の必要性 ・ 学校との子どもの健康状態や心身の状況に配慮が必要な際の連絡や連携 ○衛生管理と衛生指導 ・ 施設及び設備の衛生管理と、遊びや活動の内容を考慮した衛生指導 ・ おやつ提供時の衛生管理と衛生指導 ○食物アレルギーのある子ども等への対応 ・ 食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認及び放課後児童クラブでの対応 ・ 救急時（アナフィラキシー、誤嚥事故等）対応の知識
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ 養護教諭 ウ 従事期間が5 年以上の栄養士又は管理栄養士 エ 医師 オ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5－⑭ 安全対策・緊急時対応
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○安全対策及び緊急時対応のあり方について理解している。 ○安全対策及び緊急時対応についての具体的な取り組みの内容について理解している。 ○安全対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解している。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第5項、第6条、第6条の2、第6条の3、第12条の2、第13条及び第21条、放課後児童クラブ運営指針第3章1（4）⑧、第6章2（2）、（3）及び（4）の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおける非常災害対策や緊急時、事故発生時の対応などについて理解を促す。その際、市町村の安全対策及び緊急時対応の実例を活用して行うことが望ましい。
主な内容	○放課後児童クラブにおける子どもの安全 ・ 育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方 ・ 安全対策及び緊急時対応における計画策定の必要性 ○安全対策及び緊急時対応の内容 ・ 事故やけがの防止と発生時の対応 ・ 災害等の発生に備えた具体的な計画や防災や防犯に関する訓練の内容、感染症発生時の対応、来所及び帰宅時の安全確保等の内容 ○安全対策及び緊急時対応の留意事項 ・ 安全対策及び緊急時対応について保護者と情報を共有しておくことの必要性 ・ 計画に基づく保護者や関係機関等との連携及び協力や定期的な訓練の実施の必要性
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	○近年の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改定や、放課後児童クラブ等における重大事故を踏まえた内容を教授すること。

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6－⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○放課後児童支援員の仕事内容と求められる資質及び技能について理解している。 ○放課後児童支援員の育成支援以外の職務の内容について理解している。 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解している。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第7条及び第8条、放課後児童クラブ運営指針第3章、第4章5及び第7章3の内容に基づいて学び、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理解を促す。また、講義に際して、「1－②」、「3－⑧」及び「6－⑯」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	○放課後児童支援員の仕事内容 ・ 育成支援の内容と放課後児童支援員の役割 ・ 育成支援を支える職務の内容 ○放課後児童支援員に求められる資質及び技能 ・ 「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容 ・ 放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保の必要性 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方 ・ 情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制の構築 ・ 事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成 ○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理 ・ 放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任 ・ 職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等
備考	

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6－⑩ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
時間数	1.5 時間（90 分）
ねらい	○放課後児童クラブの運営管理の内容について理解している。 ○要望及び苦情への対応のあり方について理解している。 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解している。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項及び第 4 項、第11条、第14条及び第17条、放課後児童クラブ運営指針第 4 章、第 7 章の 1 及び 2 の内容に基づいて学び、放課後児童クラブの運営管理に当たって留意すべき事項、要望及び苦情への取り組みのあり方、運営主体が行わなければならない人権の尊重と法令遵守のあり方及び取り組みなどについて理解を促す。また、講義に際して、「1－②」及び「6－⑮」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	○放課後児童クラブの運営管理 ・ 運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容 ・ 労働環境整備の必要性和、適正な会計管理及び情報公開 ○利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み ・ 利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任 ・ 要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項 ○運営内容の自己評価、第三者評価と公表 ・ 子どもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性 ・ 事業運営の自己評価、第三者評価と公表の必要性 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護、性暴力防止等） ・ 放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任 ・ 運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守
講師要件	ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に 5 年以上従事している児童の遊びを指導する者
備考	